主要事業の活動内容と成果、課題

（3）福島原発震災に関する研究フォーラム

清　水　奈名子

1．国際問題としての原発震災

原発事故から10年が経過するなか、「なぜ国際学部の多文化公共圏センターで、原発事故の問題を扱うのですか」という質問を受けることがあった。本稿では、多文化公共圏センターの活動の一部として展開してきた「福島原発震災に関する研究フォーラム」の特徴と成果を振り返ることで、この問いに対する現時点での答えを示したい。

2011年３月11日に発生した東日本大震災は、東京電力福島第一原子力発電所（福島第一原発）の過酷事故を引き起こしたために、世界史に残る事象となった。事故直後から世界中が報道し続けてきたこの原発事故は、多様な位相において文字通り国際的な問題であり続けている。

物理的な影響としては、事故によって大量に放出された放射性物質が、風や海水に運ばれて広く世界に拡散しただけでなく、日本から輸出される食品の汚染が問題となり、規制の是非は現在に至るまで議論され続けている[1]。他国の原発政策にも大きな影響を与えており、ドイツ政府は日本における原発事故を受けて、2022年までに脱原発を実現することを決定したことはよく知られている[2]。さらに事故処理に関しては、国際原子力機関（IAEA）をはじめとする国連機関、また国際放射線防護委員会（ICRP）などの民間機関が継続的に関与しており、日本において収集されるデータや、日本政府が採用する避難や帰還の基準が、国際的な放射線防護基準に影響を与えている可能性も指摘されてきた[3]。加えて学術界においても、福島第一原発事故に関する研究報告は国際的に続けられてきた。筆者が2020年９月に研究報告を行ったアジア研究に関する国際会議[4]においても、原発事故について多国籍の研究者が報告を行っていたことが印象的であった。

以上のように、原発事故によって発生した被害のみならず、その後の政策や調査・研究の結果は、今日まで国際的な影響を与え続けており、また人文学、社会科学を含めた多様な分野において、学問的な関心を集めてきたのである。

2．研究フォーラムの特徴

研究フォーラムの第一の特徴は、原発事後が多様な分野に影響を与えてきたことから、調査研究に関わってきた関係者の研究分野も多様である点である。環境政治学、国際協力論、国際関係論、社会開発論、アフリカ地域研究、思想史、ヨーロッパ文学など、幅広い分野の研究者

1　韓国政府による日本製水産物の輸出規制に関する、世界貿易機関（WTO）の紛争処理機構への提訴問題については、以下の論文に詳しい。金成塾（2020）「韓国による日本産水産物等の輸入規制に対するWTO裁定の争点と課題」『石川県立大学研究紀要』13-21頁。

2　中川洋一・宮脇昇（2016）「脱原発政策をめぐる政治過程:ドイツの政治過程と日本政治への示唆」『地域情報研究』第５巻、104-106頁。

3　日本における事故がICRPにおける議論に影響を与えている問題については、以下の論文に詳しい。榊原崇仁（2019）「ICRPが頼る政府事故調報告書の『罠』―初期被ばくを見捨てさせるミスリード」『科学』2019年11月号、985-1110頁。

4　AAS（Association for Asian Studies）-in-Asia 2020 was held online from Kobe, Japan from August 31-September ４.

が関わり、各自が属する学会等で研究成果の発表を続けてきた。

第二の特徴は、原発事故の被害と影響が、福島県を超えてより広範な地域に及んでいることを受けて、福島周辺地域の大学、民間団体と連携しながら調査、研究活動を続けてきた点である。

この地域的な連携が生まれた背景には、研究フォーラムの先駆的な活動として2011年４月から開始された「福島乳幼児・妊産婦支援プロジェクト（FSP）」がある。原発事故が発生すると、宇都宮大学が位置する栃木県をはじめ、関東・甲信越地域広域に多数の原発避難者が発生した。特に放射線による健康影響を受けやすい乳幼児、妊産婦への支援を行うことを目的として、福島大学、東京外国語大学、茨城大学、群馬大学、新潟県立大学、そして宇都宮大学の教員有志らが連携しつつ、避難者の支援活動を2014年度まで実施してきた[5]。

この原発避難者への直接的な支援を中心としたプロジェクトを、より調査研究を中心とした取り組みへと発展させるべく、宇都宮大学では2015年４月から「福島原発震災に関する研究フォーラム」の活動を開始した。その後も支援プロジェクト時代に連携した関係者とは現在も連携を続けており、シンポジウムの登壇者としての招聘や、共同研究の実施を継続してきた。さらに福島大学、茨城大学と宇都宮大学の合同での研究コンソーシアムとしても、原発震災に関する共同の研究が続けられており、シンポジウムの共催等を実現してきた。

第三の特徴としては、宇都宮大学が位置する栃木県が、上述したように原発事故避難者の受け入れ地域であると同時に、原発事故による放射能汚染を受けた被災地でもあり、しかし隣接する福島県、茨城県とは異なり原発立地県ではないという、その地域性に由来する特徴がある。

福島の南隣に位置する栃木県には、事故直後から多くの原発避難者が身を寄せてきた。2020年12月時点で登録されている福島県からの避難者数は2,756人であり、これは最も多くの避難者を受け入れている茨城県の3,066人、第２位の東京都の3,011人に次いで、全国３位の受け入れ人数である[6]。このように身近な地域に福島県からの避難者が多数存在してきたことから、避難者を対象とした聞き取り調査を、避難者による当事者団体である「栃木避難者母の会[7]」「ふくしまあじさい会」などと協力しつつ実施し、避難者証言集[8]の作成、証言集の読み合わせ会等を行ってきた。

このように避難者を受け入れる地域となった栃木県はまた、原発事故による放射能汚染に見舞われた被災地でもある。放射性ヨウ素131に関しては県全域が、また放射性セシウム134と137については、原発事故後に降雪や降雨を観測した県北地域を中心として深刻な汚染を受けており[9]、環境省が指定する「汚染状況重点調

5　宇都宮大学における福島乳幼児・妊産婦支援プロジェクトの活動については、多文化公共圏センター年報第４号（2011年度）から第７号（2014年度）に掲載している活動報告を参照されたい。

6　福島県「福島県から県外への避難状況」（2020年12月時点）https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/420182.pdf（本稿のオンライン資料の閲覧日は、別途記載のない限り2021年１月10日である）。

7　栃木避難者母の会の活動については、以下の論文を参照されたい。大山香（2018）「進みゆく震災風化と放置される避難者を見つめる　―栃木避難者母の会の活動（2015～2017）を手掛かりとして」『多文化公共圏センター年報2017』第10号、63-72頁。

8　栃木避難者母の会・宇都宮大学国際学部附属多文化公共圏センター福島原発震災に関する研究フォーラム共編『原発避難を語る　―福島県から栃木県への避難の記録』2018年２月（公開用増刷版）。

9　放射性ヨウ素の拡散シミュレーションは、以下の原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR）の報告書の附属文書に掲載されている。Attachments for UNSCEAR 2013 Report Vol. 1 .http://www.unscear.org/unscear/en/publications/2013_1_Attachments.html　放射性セシウムによる土壌汚染については、日本各地の市民並びに測定室が土壌測定に協力して実現した「東日本土壌ベクレルプロジェクト」の出版物およびホームページで確認できる。みんなのデータサイトマップ集編集チーム（2018）『図説・17都県放射能測定マップ+読み解き集: 2011年のあの時・いま・未来を知る』みんなのデータサイト出版。https://minnanods.net/soil/

査地域」には、佐野市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、塩谷町、那須町の８市町が指定された[10]。これらの栃木県内の指定地域に暮らす住民の要請を受けて、子育て世帯を対象としたアンケート調査、甲状腺検査に関するアンケート調査[11]、県北住民の被災証言集[12]作成、県北住宅地における土壌調査[13]と結果説明会等も、フォーラムの活動の一環として実施してきた。

これらの、原発事故被害に関する調査研究を進めるうえで、宇都宮大学が所在する栃木県が原発立地県ではなかったこともまた、特徴として指摘できるだろう。原発を抱える福島県、茨城県、宮城県、新潟県の研究者や市民との会話のなかで、原発立地県であるために原発産業と関わりのある住民も多いことから、原発事故被害や避難について公に議論することの難しさが指摘されてきた。栃木県も東京電力管内にあり、再稼働を目指している東海第二原子力発電所から栃木県境までの距離は約30キロと、原子力産業や関連施設は遠い存在ではないが、原発産業とは一定の距離をおいた環境で調査研究可能な立地であると言えるだろう。

10　汚染状況重点調査地域の指定基準は、「放射線量が１時間当たり０.23マイクロシーベルト以上の地域」とされている。環境省「放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域の指定について（お知らせ）」（報道発表資料）2012年２月24日。https://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14879　なお、佐野市は2016年３月に指定が解除された。環境省「放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域の指定の解除について（お知らせ）」（報道発表資料）2016年３月18日。http://www.env.go.jp/press/102235.html

11　清水奈名子（2016）「甲状腺検査を求める福島県外の被災者たち―栃木県からの報告」『科学』第86巻第８号、810-813頁。

12　宇都宮大学国際学部附属多文化公共圏センター福島原発震災に関する研究フォーラム編『栃木県北の被災経験を語る―女性と子どもの視点から』2016年２月。宇都宮大学国際学部附属多文化公共圏センター福島原発震災に関する研究フォーラム編『栃木県北の被災経験を語る―市民による健康調査とADRへの動き』2016年２月。

13　清水奈名子・手塚郁夫・飯塚和也（2019）「栃木県北部の宅地敷地内における土壌中の放射性セシウム － 2018年12 月の調査結果報告」『宇都宮大学国際学部研究論集』第48号、39-46頁。

３．主な活動と研究成果（2015～2020年度）

研究フォーラムの活動を開始した2015年度から2020年度までの間に、学会報告、シンポジウムや研究会での報告や講演、著書・論文の刊行を続けると同時に、多数の公開シンポジウム、研究会、講演会を開催し、研究成果の社会的発信を行ってきた。以下にその概数を示しているが、詳細については、多文化公共圏センター年報に毎年掲載している研究フォーラムの活動報告欄を参照されたい。

国際・国内の学会報告：６件
国際・国内のシンポジウム・研究会報告：11件
著書（共著を含む）・論文刊行：40件
公開シンポジウム・研究会・講演会開催：24件

表　公開シンポジウムのテーマ（2015～2020年度）

2015年６月	水俣から照らす原発災害と足尾銅山鉱毒事件
2016年３月	栃木県北被災者による証言集完成・栃木県内での甲状腺検査受検者アンケート結果報告会
2016年11月	地域の課題に対して大学はどのように向き合うか　―多文化共生と震災
2018年３月	原発事故後７年目の課題を考える　―不可視化される低認知被害・被害と救済の多様性・普遍性を考える
2019年２月	原発事故後８年の社会―「科学」・政策への違和感を語る
2020年２月	原発事故後９年の社会―正念場を迎えた司法
2021年３月	東日本大震災から10年原発事故被害の広域性を考える―福島隣接自治体アンケート調査報告会（オンライン）

毎年フォーラムが主催している公開シンポジウムのテーマを表に示したが、水俣病や足尾銅山鉱毒事件などの公害問題、多文化共生、低認知被害、科学と政策、司法、自治体対応と市民

活動など、原発事故に関わる多様な課題を取り上げていることが見て取れるだろう。登壇者としても、前述した近隣地域の大学関係者、避難者をはじめとする被災者、支援活動に際して連携してきた支援者、当事者団体関係者、支援に関わる学生などを中心に依頼してきた。

4．研究フォーラムの意義と社会的役割

原発事故から10年を迎える現在、原発震災とその被害の風化が懸念されているなか、研究フォーラムの意義と社会的役割として、最後に以下の点を指摘しておきたい。

第一に、原発事故とその後の政策的な失敗によって継続している被害の実態について、調査研究を続けていくことの必要性である。本フォーラムがその調査研究の対象としてきた福島県外で避難を続ける広域避難者や、福島県外の放射能汚染地域に暮らす被害者については、政府や自治体による調査が十分に行われていない。その結果、原発事故とその後の政策によって引き起こされた被害が不可視化される、という問題を克服するためにも、長期間にわたる丁寧な実態調査が今後も必要である[14]。

第二に、上述した実態調査の結果は、フォーラムの関係者によって行政や司法機関に対して情報提供されてきた。フォーラム共同代表を務める髙橋若菜は、新潟県委託「福島第一原発事故による避難生活に関するテーマ別調査業務」「子育て世帯の避難生活に関する量的・質的調査」（2017年９月22日～2018年２月28日）の研究代表者として新潟県による調査に協力したほか、2019年６月には原発避難者新潟訴訟の専門家証人として裁判に参加している。さらに避難者による新潟訴訟並びに山形訴訟の陳述書を詳細に分析し、被害の実態を浮かびあがらせる研究を続けてきた[15]。同じく共同代表の清水も、栃木県塩谷町からの委託を受けて、同町が実施している甲状腺検査受検者を対象としたアンケート調査と結果報告会を、2017年度以降実施してきた。調査研究を続けることで、原発事故の被害の救済につながる政策や司法判断に貢献することが可能となるのである。

最後に指摘すべき点は、原発事故よって奪われた「公共圏」の回復に関しても、本フォーラムが果たすべき役割は大きいという点である。被災者への聞き取り調査から明らかになった課題の一つは、多様な当事者、関係者への配慮、遠慮、もしくは非難を恐れるがゆえに、「原発事故被害について自由に話せない」という問題であった。研究フォーラムが原発事故の被害について、多様な当事者が発信する場をこれまでと同様に確保し続けることは、自由な討議の場に多様な関係者が集まり、共通の問題を解決していく場としての公共圏の回復につながるだろう。さらに教育機関でもある大学において、研究成果や証言集を活用した教育活動と今後も連動させていくことで、原発事故とその被害の風化を防ぎ、次世代に継承していく役割も果たしていくことが求められているのである。

14　政府、自治体による避難者調査が抱える問題については、以下の論文に詳しい。髙橋若菜・清水奈名子・高橋知花（2020）「看過された広域避難者の意向（１）－新潟・山形・秋田県自治体調査に実在したエビデンス」『宇都宮大学国際学部研究論集』第50号、43-62頁。

15　髙橋若菜・小池由佳（2018）「原発避難生活史（１）事故から本避難に至る道 －原発避難者新潟訴訟・原告237 世帯の陳述書をもととした量的考察」『宇都宮大学国際学部研究論集』第46号、51-71頁。同上（2019）「原発避難生活史（２）事故から本避難に至る道 －原発避難者新潟訴訟・原告237 世帯の陳述書をもととした量的考察」『宇都宮大学国際学部研究論集』第47号、91-111頁。同上（2019）「原発避難生活史：山形編 （１） 事故から本避難に至る道 －原発避難者訴訟の陳述書をもととした量的考察」『宇都宮大学国際学部研究論集』第48号、59-80頁。同上（2020）「原発避難生活史：山形編（２） 事故から本避難に至る道 －原発避難者訴訟の陳述書をもととした量的考察」『宇都宮大学国際学部研究論集』第49号、79-100頁。